

国土交通省告示第十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十年一月十一日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

第1 起業者の名称 農林水産大臣

第2 事業の種類 徳之島用水（一期）農業水利事業徳之島ダム建設工事及びこれに伴う町道付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 鹿児島県大島郡天城町瀬滝字犬鼻、字上次、字中山、字住木野、字盛石及び字当、当部字マガ井田、字長筋、字阿名山崎、字アナ山及び字トン並びに西阿木名字加良曇、字宇判唐、字白二川及び字三京田地内

2 使用の部分 鹿児島県大島郡天城町瀬滝字犬鼻及び字上次地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、鹿児島県大島郡徳之島町、天城町及び伊仙町地内の国営徳之島用水土地改良事業区域（以下「本件区域」という。）を全体計画区域とする国営徳之島用水土地改良事業（以下「本件事業」という。）の一期事業として同郡天城町地内に施行する「徳之島用水（一期）農業水利事業徳之島ダム建設工事及びこれに伴う町道付替工事」のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「徳之島用水（一期）農業水利事業徳之島ダム建設工事」（以下「本体事業」という。）は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第1項の規定に基づき、同法第3条の規定による土地改良事業に参加する資格を有する者からの申請に係る国営土地改良事業であり、法第3条第5号に掲げる国が設置する用水路及びかんがい用のため池に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される町道の従来機能を維持するための付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号の市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、土地改良法第86条第1項の規定に基づき、農林水産大臣が平成10年4月6日付けで国営土地改良事業として実施することを適当とする旨の決定を行っており、また、同法第87条第1項の規定により農林水産大臣が同月7日付けで国営土地改良事業計画を定め、同条第8項の規定により同年5月27日付けで当該事業計画が確定していることなどから、起業者である農林水産大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

得られる公共の利益

本件区域は、鹿児島県奄美群島の徳之島にあり、同県大島郡徳之島町、天城町及び伊仙町の島内全町に及び、畑地面積3,540haを擁する畑作地帯である。

しかしながら、本件区域においては、畑地の多くが台地部に分布しており、また、降水量の多くが梅雨期と台風期に集中し、これら以外の時期において干ばつの被害を受けやすいことから、かんがい施設の整備が遅れていることともあいまって、農作物の生長に必要な農業用水を安定的に確保することができない状況にあり、夏季の渇水時には深刻な水不足に陥っている。

このため、本件区域では、渇水に対しても比較的強いさとうきび、飼料作物等の生産が主体となっているものの、これらの作物についても、植付けの時期などが天候に左右され適期に作業ができないなど、安定的に生産することが困難な状況にあり、また、収益性の高い施設栽培への転換が進まないことなどから、農業生産性の向上や農業経営の安定化及び合理化を図ることが著しく阻害されている状況にある。

本件事業の完成により、本件区域において計画的に利用できる安定した農業用水の確保が可能となるため、渇水時における水不足が解消され、農作物の生長に必要な水量を確保することができるとともに、収益性が高く品質の良い農作物の導入促進が期待されることから、農業生産性の向上や農業経営の安定化及び合理化が図られ、本件区域における農業の発展に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成10年から任意で実施した調査によると、本件事業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による国指定の天然記

念物であるケナガネズミ及びカラスバト並びに絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）による国内希少野生動植物種であるアマヤマシギ等の生息が確認されており、また、本件事業の周辺の土地では、文化財保護法による特別天然記念物であるアマミノクロウサギ及び天然記念物であるトクノシマネズミ等の生息が確認されているが、本件事業地内周辺には自然林等の生息に適した環境が広域に分布しており、加えて、起業者は、有識者で構成される徳之島ダム天然記念物等検討委員会等の助言を受け、一時に大規模な立木の伐採を行わず、周辺の森林との連続性を確保しながら段階的に伐採を行うなどの対策を講ずることとしている。

また、本件事業地内においては、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、起業者は、鹿児島県教育委員会等との協議により記録保存の措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

事業計画の合理性

本件事業は、本件区域における農業生産性の向上や農業経営の安定化及び合理化を目的として、堤高56.3m、総貯水容量8,120,000m³のロックフィルダム、送水路、調整池及び配水路等のかんがい施設の整備を行うものであり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）、土地改良事業計画設計基準（農林水産省農村振興局策定）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、水源、ダムサイト及びダム軸等についてそれぞれ検討が行われている。水源については、本件事業の規模、徳之島の地質等の制約を考慮して、河川水をダムにより堰止めて貯留する方法が合理的であると認められ、また、ダムサイトについては、必要貯水量を効率よく確保できること、両岸が近接し谷幅が狭くダム堤頂長を短くできること、本件区域の地勢上かんがい用水を効率よく配水することができることなどから、二級河川秋利神川水系秋利神川の河口から約4km上流の地点が合理的であると認められる。さらに、ダム軸については、河口より約4.3km上流とする下流軸案（以下「申請案」という。）申請案より約80m上流の中央軸案及び申請案より約170m上流の上流軸案の3案について検討が行われている。申請案は他の2案と比較して、洪水吐の延長は最も長くなるものの、堤体積が最も小さいこと、水没戸数及び取得必要面積が最も少ないこと、事業費が最も廉価であり経済性に優れることなどから、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う町道の付替工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したが

って、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

事業を早期に施行する必要性

3 で述べたように、本件区域の畑地では、夏季の渇水時における深刻な水不足により農業生産性の向上や農業経営の安定化及び合理化が阻害されており、また、徳之島島内の畑地かんがい施設の整備量や生産農業所得は、鹿児島県の平均と比較しても低い水準にあることから、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、徳之島島内3町の長からなる徳之島地域農業総合対策推進協議会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 鹿児島県大島郡天城町役場